

# 会議録(2025年度 第5回愛知県事業評価監視委員会)

【日時】2025年12月19日(金) 午後1時30分～午後5時00分

【場所】愛知県本庁舎6階 正庁

## 【出席者】

(委員)	北野委員長、秋田委員、岡田委員、木全委員、小谷委員、鈴木委員、西村委員
(県建設局)	技監、建設企画課担当課長、道路建設課担当課長
(県都市・交通局)	都市整備課担当課長
(県建築局)	公営住宅課長、公営住宅課担当課長
(県農林基盤局)	農林総務課農林技術管理室長

## 【内容】

### 1 開会

### 2 議事

- (1)第4回委員会 会議録の確認について
- (2)第4回委員会 修正評価調書の確認について
- (3)第6回委員会審議対象事業の抽出
- (4)対象事業の審議について

### 【事前評価】

- ・街路事業 都市計画道路姫街道線(豊川町工区)(豊川市)
- ・公営住宅等整備事業 萩山台住宅(4丁目)(瀬戸市)

### 【再評価】

- ・道路事業 一般県道春日小牧線(西春日井郡豊山町)
- ・道路事業 一般県道小牧岩倉一宮線(小牧市、西春日井郡豊山町)
- ・道路事業 一般国道301号(益富拡幅)(豊田市)
- ・道路事業 一般国道247号(西知多道路)大田 IC〔仮称〕(東海市)

### 【事後評価】

- ・道路事業 主要地方道西尾幸田線(寺津菱池工区)(西尾市)

### 3 閉会

(1)第4回委員会 会議録の確認について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(2)第4回委員会 修正評価調書の確認について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(3)第6回委員会審議対象事業の抽出

県	事務局から説明
抽出 委員	<p>第6回の抽出案について説明する。</p> <p>事前評価の抽出であるが、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」とあるため、対象である3事業を抽出する。</p> <p>続いて、再評価の抽出であるが、再評価審議除外基準に該当するような、変更が軽微であり、事業進捗が想定どおりで、過去審議済みである事業はなかったため、考慮事項にそって抽出する。</p> <p>進捗状況と事業内容の考慮、再評価該当基準の考慮、過去の審議状況の3点に着目した。</p> <p>なお、2点目の再評価該当基準の考慮については該当がなかった。</p> <p>道路事業の2事業について、進捗状況と事業内容の考慮と過去の審議状況の観点から、事業費が大幅に増加し、B/Cが低下し値が1.0に近い、1番の「一般国道473号月バイパス」と2番の「一般県道 善師野西北野線」を抽出した。</p> <p>農業農村整備事業の2事業について、進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業費が大幅に増加し、事業の進捗率が低い4番の「入鹿上用水」と5番の「平坂」を抽出した。</p> <p>3番の「街路事業 名古屋鉄道名古屋本線等」は前回の委員会で抽出済みである。</p> <p>「事後評価」の抽出についてであるが、抽出にあたっては投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。</p> <p>農業農村整備事業 6事業があり、本年度の第1回委員会にて、「たん水防除事業」については審議しているため、事業費が大幅に増加した2番の「将監」を抽出した。</p>

	<p>各事業、事前評価、再評価及び事後評価のバランスも確認しており、以上を総括し、</p> <p>事前評価については、1番・2番・3番の3事業</p> <p>再評価については、1番・2番・3番・4番・5番の5事業</p> <p>事後評価から2番の1事業</p> <p>を審議対象とすることを提案する。</p>
[結論]抽出委員の抽出案を了承する。	

#### (4)対象事業の審議について

##### 対象事業の審議-事前評価① 街路事業 都市計画道路姫街道線(豊川町工区)

県	都市整備課から評価調書(案)の説明
委員	標準断面図の一般部について、横断構成を詳細に説明して欲しい。
県	<p>一般部は、鉄道と交差する前後の区間を指しており、本線は鉄道の下を通過するため、周囲よりも低い位置に配置されている。車道と歩道の高さの違いは、鉄道下の建築限界による高さ制限が異なるためである。</p> <p>また、沿道の土地利用者が高低差によって本線への出入りができなくなるため、現況地盤に合わせた側道を配置している。その横の階段部については、側道と本線の歩道を結ぶもので、沿道の歩行者等が遠回りすることなく鉄道下を通過できるように設けたものである。</p>
委員	自転車は歩道を通行するのか。
県	自転車歩行者道路で計画している。
委員	代替案の比較検討結果について、道路アンダー案が妥当であるとした理由を説明して欲しい。
県	平面案については、経済性の面では有利であるが、踏切道部における課題が解決されないため、不採用とした。道路オーバー案は、踏切道部の前後区間の地形上、アプローチを含めると、立体交差に必要な延長が道路アンダー案より長くなることから、事業費が約1.2倍となる。そのため、道路アンダー案を採用した。
委員	比較検討の結果について具体的に調書に記載すること。
県	評価調書の「代替案の比較検討結果」について修正する。
委員	事業計画に記載のある調査・設計の2040年及び2041年は何を予定しているのか。

県	鉄道交差部前後区間の道路設計を予定している。
委員	事業内容について調書に補足すること。
県	評価調書の「事業計画」について修正する。
委員	事業内容は4車線と記載があるが、標準横断図の一般部では側道を含めると8車線あるように見えるため分かりにくい。
県	事業概要書の「標準横断図」について修正する。
委員	踏切部だけでなく、近接する交差点も交通の流れを悪くする要因となっていると考えられるため、これらの状況についても調書に補足すること。
県	評価調書の「必要性」について修正する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

#### 公営住宅等整備事業の費用対効果(B/C)算出方法

県	公営住宅課から公営住宅等整備事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
委員	事業採択のB/C基準が、旧手法では1.0以上であったものが、新手法では0.8以上と変わった。何がどう変わったのか。
県	旧手法では、建替の場合、土地の取得費用をコストに計上しないが、新手法においては、投資の効率性を評価するため、建替においても、新築と同様に土地の取得費用を計上するためである。
[結論]公営住宅等整備事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。	

#### 対象事業の審議-再評価② 公営住宅等整備事業 萩山台住宅(4丁目)

県	公営住宅課長から評価調書(案)の説明
委員	調書(案)3頁の貨幣価値化困難な効果に記載されている、ZEH水準による住棟整備や断熱性能の確保は、基準以上であるということによいか。また、ZEH水準の解説はどこかに記載があるか。
県	現在の省エネ基準に比べ、20%省エネ性能の高い住宅となっている。調書(案)3頁のZEH水準及び断熱性能については、カッコ書きで解説を加え修正する。
委員	430戸が332戸になることについて、根拠を教えてください。
県	再入居の保証が一つの目標である。まずその住戸数を確保する。また、萩山台住宅には、今回事前評価をお諮りしている4丁目の他に7丁目・8丁目があり、建替事業を円滑に進めるため、無理のない範囲で住宅数を確保する計画としている。

委員	調書(案)4頁にこの事業で住戸数が減ることが妥当であることを示さなくてもよいか。団地が縮小していく印象があるが。
県	調書(案)1頁の事業のあらましに管理戸数と現在の入居戸数を記載する。
委員	スライド9頁の家賃による便益は、住棟の完成時期が異なった場合、どのように計上しているのか。また、既存住棟は除去まで計上しているのか。
県	便益は、建替後の住棟を対象とし、完成の時期も考慮して計上。割引率も考慮している。
委員	1行の式で記載されているので、正しく計算されているのか気になった。 スライド4頁の工事費、7頁の建設費と9頁の建物の残存価値が異なっているのはなぜか。割引前後の違いか。ここがずれるとB/Cの結果もずれてくる。
県	7頁は割引後の数字。9頁は割引前の数字を記載している。4頁との違いは確認して、回答する。
委員	調書(案)2頁は2か所だけ月額戸当たり・台当たり単位となっている。単位の記載をしていただきたい。
県	承知した。
委員	割引率は4パーセントで、70年で割り戻す計算をしているのか。 スライド9頁の割引率は、n乗も含めた意味合いか。
県	御理解のとおり。
委員	現在の入居者が全て新築住棟に入ったとしても、100戸ほど余るが、将来的な需要を考慮し、332戸としたのか。
県	萩山台住宅には、今回お諮りしている4丁目の他に、7丁目・8丁目も順次、建替事業をやっていこうと考えている。そこの入居者を含めて余裕を見ていると解釈していただきたい。
委員	あらましに、萩山台住宅に隣接する住宅があることも含めて記載していただければと思う。 また、新手法ではB/Cが0.8以上であることを明言しておく必要はないか。
県	調書(案)2頁の表の備考欄に基準値として0.8以上と記載しているが、0.8の後ろにカッコ書きで新手法と追記する。
委員	委員会としては、調書(案)1頁のあらまし欄に建設戸数を332戸としたことがわかる説明を追加すること、2頁の表に単位を入れ、備考欄0.8の後ろに新手法であることがわかる記載をすること、3頁の貨幣価値化困難な効

	果欄のZ E H水準と断熱性能にカッコ書きを追記、スライド4頁、7頁、9頁の建設費の数字についての説明資料を対応いただきたい。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価③④ 道路事業 一般県道春日小牧線と一般県道小牧岩倉一宮線

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	事後評価の実施項目について、防災に関する評価を行う予定はあるか。
県	防災に関することは防災局で評価するものと考えている。道路事業としては調書に記載の項目のみ行う予定である。
委員	「交差点の計画変更」の記載について、防災上の機能を盛り込んだ方が良いのではないか。
県	修正する。
委員	ラウンドアバウトは交通量推計に影響するか。
県	推計上は影響しない。
委員	道路種別について、第3級と第2級の違いがあるが、幅員が同じなのはなぜか。
県	計画交通量等で道路の区分が決まり、区分ごとに計画幅員が決まっているが、第3級と第2級では、結果的に同じ幅員となっている。
委員	埋蔵文化財の調査費について、道路部局で費用負担することに違和感がある。
県	道路を作る上で必要な調査という位置付けと考えている。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価⑤ 道路事業 一般国道301号(益富拡幅)

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	電線共同溝の工事費は費用便益分析から除いているが、便益の数値にそれほど影響していないようにみえる。
県	確認する。
委員	事故便益が低下した理由があれば、その旨記載した方がよい。
県	検討する。
委員	事後評価にて「安全性の改善状況」とあるがどういった調査を行うのか。
県	事故率の確認等があるが、今後検討する。

委員	B/C が 4.5 と高いが理由は何か。
県	4車化事業はバイパス等に比べコストが低く、便益が高くでる傾向がある。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	
県	から評価調書(案)の説明

対象事業の審議-再評価⑥ 道路事業 一般国道 247 号(西知多道路)大田 IC〔仮称〕

県	道路建設課松下担当課長から評価調書(案)の説明
委員	橋の架設工法が変更となったとあるが、具体的な内容を教えてほしい。
県	公安委員会と協議した結果、西知多産業道路の交通規制を極力減らす必要が生じたことから、架設工法を変更した。(図を見せて説明)
委員	了解。調書にもう少し詳細に記載してほしい。
県	調書に追記する。
委員	走行時間短縮便益が増えている理由は何か。
県	知多地域の発生集中交通量が2割程度増加しており、また、大型車の時間価値原単位が5割程度増加している。本道路は、大型車混入率が3割程度と高いため、増加している。
委員	了解。調書に詳しく追記してほしい。
県	調書に追記する。
委員	貨幣価値化困難における③地震津波対策で事前評価時からの得点を変更した理由は何か。
県	大田インターと同時に接続先の市道も整備されることから、西知多道路全体として緊急輸送道路ネットワークの強化につながると判断した。
委員	調書の進捗状況について、工事をしているのに、延長が0km だと進んでいないように見えるため、工事の進捗状況を詳細に記載してほしい
県	調書に記載する。
委員	調書の中に混雑度の値を記載してほしい
県	調書に記載する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事後評価① 道路事業 主要地方道西尾幸田線(寺津菱池工区)

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	R7年度の旅行速度調査結果とは何か。データ数はどれくらいか。
県	センサスとは別に独自に調査しているものである。往復にて、2回計測している。
委員	簡易調査程度と思われるため、(主)岡崎碧南線の混雑時旅行速度が上昇していることが言えない。よって、評価調書(案)の内容を修正すること。
県	齟齬がないよう、評価調書(案)を修正する。
委員	非混雑時旅行速度のデータはあるか。また、整備前後は混雑時旅行速度と同様に上昇しているか。
県	ある。混雑時旅行速度と同様に上昇している。
委員	対応方針(案)にて、段階的な整備計画を検討したとのことだが、評価調書(案)にそのような記載はできないか。
県	事業期間に対する評価に区間ごとの供用した内容を記載している。
委員	段階的に整備した内容と期間が延伸した内容が一文で記載されているため、分けて記載すること。
県	分けて記載する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

以上